

第46回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成28年3月24日(木)午後2時～午後3時45分
- 2 場 所 ホテル談露館1階「アンバー」
- 3 出席者 委員(敬称略)青木進、芦澤公子、石井信行、石川恵、牛奥久代、漆原正二、望月一二、風間ふたば、齊藤尚子、相馬保政、武田哲明、杉本光男、永井幸子、原田重子、日向治子、平山公明、藤巻光美、佐野和広、古屋寿隆、山縣然太郎、山本紘治、湯本光子、横内幸枝
- 3 傍聴者等の数 2人
- 4 次 第
 - (1) 第46回山梨県環境保全審議会
 - ア 開会
 - イ あいさつ
 - ウ 新委員紹介
 - エ 議事
 - (2) 閉会
- 5 議事に付した事案の件名
 - [審議事項]
 - (1) 第3次山梨県廃棄物総合計画の策定について
 - (2) 平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について
 - (3) 生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準(水質関係)の一部変更について
 - (4) 温泉法に基づく動力装置の許可について
 - (5) 山梨県環境保全審議会運営規程の改正について
 - [報告事項]
 - (1) 山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況について

7 議事の概要

	1 開 会	
司 会		定刻となりましたので、ただ今から、第46回山梨県環境保全審議会を開会いたします。
	2 あいさつ	
	部長あいさつ	
森 林 環 境 部 長		部長あいさつ
	会長あいさつ	
会 長		会長あいさつ
	新委員紹介	
司 会		山梨県植物研究会 会長の 望月 一二(もちづき かずじ)委員 です。
	3 議 事	
	審議事項	
会 長		はじめに、審議事項(1)の「第3次山梨県廃棄物総合計画の策定について」を議題とします。 この件につきましては、3月9日に廃棄物部会が開催されました。部会での検討結果について、部会長から、報告をお願いします。
廃棄物部会長		審議事項(1)資料により、廃棄物部会長が説明、報告
環境整備課長		詳細について、環境整備課長が説明、報告
会 長		廃棄物部会及び事務局からの報告が終わりました。御質問、御意

	<p>見がありましたらお願いします。今の説明は、現状把握、基本方針第3条の4項目、数値目標、各自治体の役割と県の取組等、総合計画を立てたいということです。</p>
<p>委員 環境整備課長</p>	<p>産業廃棄物の最終処分量が25年実績で15万4千トンというのは、県外に持ち出したものも含めてでしょうか</p>
	<p>この15万4千トンのうち、県外に出ているのは下のカッコで記載してある1万8千トンで、委託して最終処分したものが県外に出ています。残りの13万6千トンは基本的には自家処理になります。</p>
<p>委員 環境整備課長</p>	<p>一般廃棄物の再生利用率が、当初のベースラインよりも下がり、乖離も大きく、全国との差も広がって来ている状況で、次の目標である23パーセントを達成するための実効性のある計画が現状立てられているのかについて教えてください。</p>
	<p>23パーセントは、確かに非常に厳しい目標であると思います。ただ計画の中で、市町村の焼却施設の新設により溶融スラグが増えるという見込みが立っていますので、一般廃棄物の再生利用率の上昇を想定しています。 また、主に市町村が一般廃棄物対策に取り組むので、県としては取組の紹介や情報提供により市町村を支援していきたいと思ます。</p>
<p>委員 環境整備課長</p>	<p>政府の方針を踏まえ、「発生抑制」が計画に盛り込まれたことは評価できますが、1トン減らすのにどれぐらいのコストが掛かるか検討されているのでしょうか。 数値目標を出すのは簡単ですが、どれだけのコストが掛かるのかは計画案の概要を見た限りでは範囲外ということかもしれません。例えば、県の施策とその廃棄物の発生量等で完全に相反するようなコストだという事例がありましたので、こうしたことをトータルで考えて、どのように進めていくのでしょうか。</p>
	<p>コスト面については、計画の本文11ページに一般廃棄物の処理経費の推移表を記載しています。これは、一般廃棄物の処理責任がある市町村の処理した経費の集計です。ゴミの量が減っている一方で経費が増えているという現状が見え、ゴミの減量化によりどの程度のコストが掛かるかを計算するのは難しいですが、こうし</p>

委員	<p>た比較によりコストの減少を考えていく必要があると思います。</p> <p>処理コストは、比較的分かりやすいと思いますが、発生抑制に係るコストについては、例えば企業で一定の産業廃棄物を発生抑制する製造工程を考えた時に、どの程度のコストでできるかということ意識しているのか否かで、この数字は現実的なものかどうなのかがわかると思いますが、検討はされていますか。</p>
環境整備課長	<p>産業廃棄物は、事業者処理責任があります。県は、事業者が自らの責任で減量化することについて、情報提供等により支援していく立場なので、個々の事業者がゴミの減量化にどの程度のコストを掛けているのかということまでは把握していません。そこを把握するのは難しいと思います。</p>
委員	<p>事業者側からすれば、一定量の減量化に対するコストについては関心のあるところなので、できれば踏み入れてもらいたいです。もう一点は、政府からの数値目標というのは前回Co2の時もしたのと同じように、何かトレンドみたいなことから考えているのか。例えば県でいろいろ把握しているもので何年後にある程度大きな廃棄物、すなわち太陽光発電でのことですが、イメージから2、30年後には、おそらく大量の廃棄物が出るということは、この計画を策定時に検討されていますか。</p>
環境整備課長	<p>産業廃棄物について、県が取り組むことは、事業者の適正処理をまず確保することなので、ソーラーパネルに関しても、事業者が不法投棄、放置などなく適正に処理するように国のガイドラインに沿って情報提供など取り組んでいきたいと思っています。</p>
会長	<p>二人の質問は、今までの実績と比較すると目標値がやや頑張っており、高い目標を掲げているが、実際に目標を達成できるのかという点を心配されていると思います。委員からあったように、産業廃棄物の削減について、中小企業の場合、ゴミの有効利用ということすら気が付いてなく、本来であれば有効利用できることを、ゴミ処理として会社が費用を掛けてしまうことになるので、そうした指導も県ですていただければ少し削減できると感じました。</p>
会長	<p>それでは、審議事項(1)の「第3次山梨県廃棄物総合計画の策定について」は了解するという事で御異議ございませんか。</p>

	<p>異議なし</p> <p>それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。</p>
会 長	<p>次に、審議事項（２）の「平成２８年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について」を議題とします。</p> <p>これは、水質汚濁防止法第２１条の規定に基づく審議事項です。事務局から説明をお願いします。</p>
大気水質保全課長	<p>審議事項（２）資料により、大気水質保全課長が説明</p>
会 長	<p>事務局からの説明が終わりました。公共用水域水質の測定計画について一部測定回数を減らすもの、あるいは、地下水質の測定計画について場所を減らすものについてのご提案がありました。御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>測定項目は、基本的には人間活動由来のものを測っているということでしょうか。</p>
大気水質保全課長	<p>測定項目は国から示されており、生活環境項目では、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量等、また健康項目では、有害物質と言われるカドミウム、全シアン、砒素、テトラクロロエチレン等があります。さらに先ほど説明しましたが、環境基準に設定されていないものの、人間の健康に何らかの影響があると懸念される要監視項目や特殊項目を測定することになっています。</p>
委 員	<p>自然由来のものも測っていることになりますか。</p>
大気水質保全課長	<p>中には自然由来のものもあります。砒素は自然由来で検出されています。</p>
委 員	<p>早川や御勅使川には測定場所がないですが、リニアの残土を由来とする汚染の懸念について県は測定することを考えていますか。</p>
大気水質保全課長	<p>測定点のない場所については、本川の補助点等でその状況を把握</p>

<p>委員</p>	<p>していくこととなります。例えば平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定結果の地図を見ていただくと、富士川については上から船山橋等があり、一番下の4番の南部橋があります。それらの中間に環境基準点の補助点があり、こうした地点で早川の水質を見ていくこととなります。</p> <p>つまり、リニアの残土による影響を考慮して、測定点を増やすことは考えていないのですか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>現状の公共用水域の測定において行うこととしています。</p>
<p>委員</p>	<p>このことは関係なく、他の形で測定していますか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>リニアについては、例えば作業する場所について、汚染をするような場合は、環境影響評価条例等に基づき、環境の保全のための措置として、事業者が中間報告等で報告することとなります。</p>
<p>委員</p>	<p>事業者自身が行うとは思いますが、それを100パーセント信用してやっているだけでなく、県でも要所要所で測定することはしないのですか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>現時点では、予定はありませんが、状況の変化があった時には、計画の範囲内で対応していくことになると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、南部町在住ですが、中部横断自動車道の建設があり、セレンや砒素の問題が出ました。これは基準の問題かもしれませんが、実は、国土交通省やNEXCO中日本は一生懸命対応しています。しかし、こうした数値が出ることによって住民に不安が広がり、それに対する住民説明会を開いても、最終的には地元のもめごとに発展する可能性もあります。非常に難しい問題だと思いますが、確かに砒素は、健康に悪いイメージがありますが、それが人体にどこまで影響するのかということ、その基準について、県と国土交通省等で数値を緩和するというとおかしいですが、何かそういうことができないのかなと感じます。今後、恐らくリニア建設工事になるともっとひどいと思います。間違いなく自然由来の有害物が岩盤から出ます。そのたびごとにそのような問題が起きてくると、当然工期も遅れますので、基準を変えるというのは難しいかもしれませんが、あとあと悔いが残らないような検討をやっていただきたいと思います。</p>

委員	<p>私は、かつて24時間通して一つの川の汚染度合いを調べたことがあります。大分前の話ですが、大学の先生の指導のもと、測定する時間帯によって川の汚染度合いに相違があることがわかりました。この結果は、1日の中でいつ測定しているのでしょうか。場所、川の右左の位置、深さ等詳細に測定箇所を記載してありますが、測定した時間帯はどうでしょうか。また、下水道の普及により川の汚染も少なくなりましたが、測定結果を住民に周知することにより、さらに意識改革もできると思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今、二人の意見がありましたが、まず残土から出ると心配される有害物質について、県としての対応を教えてください。</p>
大気水質保全課長	<p>残土については、事業者に適正な管理をしていただきますし、しっかりとした指導をしていきたいと考えています。 測定の関係については、大きな河川では小さな河川ほど影響は少ないですが、午前と午後一日二回、河川の代表する地点で測定しています。</p>
委員	<p>私は、初めて審議会に参加しまして、今お話を聞き新しい知識を得たのですが、水質については県民への教育をお願いしたいと思います。私は、学校の教員で、環境教育に取り組んでいますが、水系の中で下流への影響は非常に大きくて、極端な例を言いますと台風が来た時に自然崩落して流れてくるものは仕方がないとしても、それに乗じてゴミを処理するという事例があり、下流に生活する人は様々な面で被害を受けています。水質については、行政だけでなく住民も含め、全体で取り組んでもらいたいと思います。</p>
大気水質保全課長	<p>夏の時期、水生生物調査への参加を募集し、希望する団体に対して私どもが指導に行っています。山梨県の川は急流なので、川に近づくと危ないという意識があったかと思いますが、水生生物調査等を通じて河川に対する理解を深めていただきたいと思います。もちろんホームページでも、もう少し分かりやすいものを公表していきたいと考えています。</p>
会長	<p>是非、分かりやすい公表をお願いします。 ほかには、いかがでしょうか。</p>

	<p>では特にないということで、今、県から提案いただきました審議事項（２）の「平成２８年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について」は御異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
会 長	<p>それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。</p>
会 長	<p>次に、審議事項（３）の「生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準（水質関係）の一部変更について」を議題とします。これは、山梨県生活環境の保全に関する条例第２１条の規定に基づく審議事項です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
大気水質保全課長	<p>資料NO.3により、大気水質保全課長が説明・報告</p>
会 長	<p>事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。</p> <p>質疑・応答なし</p>
会 長	<p>それでは、審議事項（３）の「生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準（水質関係）の一部変更について」は御異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
会 長	<p>それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p>
会 長	<p>次に、審議事項（４）の「温泉法に基づく動力装置の許可について」を議題とします。これは、温泉法第３２条の規定に基づく審議事項です。</p> <p>この件につきましては、２月１日に温泉部会が開催されました。部会での審議結果について、部会長から、報告をお願いします。</p>
温泉部会長	<p>審議事項（４）資料により、温泉部会長が説明、報告</p>

会 長	<p>温泉部会長からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。</p> <p>質疑・応答なし</p>
会 長	<p>それでは、審議事項（４）の「温泉法に基づく動力装置の許可について」は御異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
会 長	<p>それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。</p>
会 長	<p>次に、審議事項（５）の「山梨県環境保全審議会運営規程の改正について」を議題とします。これは、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則第１３条に基づく審議事項です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
森林環境総務課長	<p>資料N0.5により、森林環境総務課長が説明・報告</p>
会 長	<p>事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。</p> <p>質疑・応答なし</p>
会 長	<p>それでは、審議事項（５）の「山梨県環境保全審議会運営規程の改正について」は御異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
会 長	<p>それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 報告事項 </div>	
会 長	<p>続いて、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項（１）の「山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況に</p>

	<p>ついて」を議題とします。これは、山梨県地球温暖化対策条例第9条に基づく報告事項です。 この件について、部会長から説明をお願いします。</p>
地球温暖化対策部会長	<p>報告事項(1)資料により、地球温暖化対策部会長が説明、報告</p>
エネルギー政策課長	<p>詳細について、エネルギー政策課長が報告</p>
会 長	<p>事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>排出係数が増えたのでCO2が増えたということ、また、平成25年度は、CO2がだいぶ増えていると言われていますが、震災後、特に民生家庭部門では節電が進み、かなり節電が定着していると思います。しかし、この報告だと私たちの節電の取組はCO2の削減に結びついておらず、CO2は増えているという結果で終わってしまいます。このCO2の結果を公表する際に、CO2の実際の数値と合わせて電力の消費量等、実際には民生、産業部門や民生家庭部門等は減っていますので、その電力が全体の4割ということなので、その電力の使用量についても数値で公表するのが良いと思います。今は、排出係数が高いですが、今後、電力構成の中で原子力がいいとは言いませんが、再生可能エネルギーも増え、排出係数や数値が下がることも考えられるので、そのエネルギーの消費量、特に電力消費量の状況を数値で公表していただきたい。</p>
エネルギー政策課長	<p>県民の温室効果ガスの削減に向けた取り組みを分かりやすいような形で公表することについては、部会にて指摘がありました。単にCO2が増えたという結果だけでは、県民の取り組みが中々見えにくいので、公表に際しては、より分かりやすく、例えば、CO2削減に向けた取組結果や電力使用量の数値と合わせて公表する等、今後も検討していきたいと思います。</p>
会 長	<p>それでは、報告事項(1)の「山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況について」、事務局からの報告がありました。</p>
会 長	<p>本日の議事については、以上で終了いたします。委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。</p>

司 会	<p>次第の「3 議事」については、以上で終了しました。風間会長には、議事の円滑な進行、ありがとうございました。</p>
<div style="border: 3px double black; padding: 5px; display: inline-block;"> 5 閉 会 </div>	
司 会	<p>本日予定いたしました日程は、全て終了いたしました。 委員の皆様には御審議、ありがとうございました。 これをもちまして「第46回山梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。 ありがとうございました。</p>